

設計業務委託 設計書・仕様書

設計者	確認者	リーダー	副課長	課長

令和 8 年度

委託名称 川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託

委託場所 川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

委託費 円 業務価格 円

委託の大要	川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団の外壁等改修に係る設計業務委託である。
	[建物概要] 川越市消防団山田分団 構造概要：S 造 地上 2 階建 延床面積 1 1 7 m ² （平成 1 5 年度建設）
	外壁 窯業系サイディング 屋根 不燃シングル葺き
	川越市消防団霞ヶ関分団 構造概要：S 造 地上 1 階建 延床面積 1 0 9 m ² （平成 1 8 年度建設）
	外壁 窯業系サイディング 屋根 シート防水（金属下地乾式断熱防水工法）
	[業務内容] 山田分団外壁及び防水改修工事設計一式
	霞ヶ関分団外壁及び防水改修工事設計一式

委 託 内 訳 書				
名 称	数 量	単 位	金 額	摘 要
1 業務価格				
(1) 直接人件費	1	式		
(2) 諸経費	1	式		
(3) 技術料等経費	1	式		
(4) 特別経費	1	式		
業 務 価 格				
2 消費税等相当額	1	式		
委 託 費				

設計業務委託特記仕様書

1 委託名称 川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託

2 委託場所 川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

3 委託概要 本業務委託は、川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団の外壁等改修に係る設計業務委託である。

4 対象建物概要 ア 建物名称 : 川越市消防団山田分団
住 所 : 川越市大字山田 1 6 7 番地
建設年度 : 平成 1 5 年度
構 造 : S 造 外壁 窯業系サイディング
屋根 不燃シングル葺き
階 数 : 地上 2 階
延床面積 : 1 1 7 m²

イ 建物名称 : 川越市消防団霞ヶ関分団
住 所 : 川越市大字笠幡 2 3 6 5 番地 1
建設年度 : 平成 1 8 年度
構 造 : S 造 外壁 窯業系サイディング
屋根 シート防水 (金属下地乾式断熱防水工法)
階 数 : 地上 1 階
延床面積 : 1 0 9 m²

5 設計等の内容 (1) 屋根防水改修工事 一式
① 防水改修 : 屋上防水改修
(シート防水、カバー工法等)
建具・目地シーラー撤去打替え
(2) 外壁改修工事 一式
① 劣化数量調査 : クラック、浮き等補修箇所数の調査
② 外壁改修 : クラック、浮き等補修のうえ仕上げ改修
サイディング張替え検討、鉄部の補修及び塗装
塗替え
③ その他 : 漏水箇所の補修、外壁付属物の補修及び
塗装塗替え、樋及びドレン改修、外部清掃

- (3) 建具改修工事 一式
 - ① 建具改修 : クレセント、ガスケット、戸車及び落下防止金具等改修が必要な箇所を調査のうえ設計に反映、網戸張替え
- (4) 内部塗装工事 : 山田分団車庫 天井デッキプレートケレン塗装
- (5) 電気設備改修工事 一式
 - ① 電気設備改修 : 外部に面する照明器具をLED器具に交換等
 - ② 機械設備改修 : 空調配管屋外用化粧カバー撤去新設
- (6) 外構改修工事 一式
 - ① 山田分団 フェンス、車止め、植栽等 : 撤去新設、伐採伐根等

6 設計について

- ・ 設計にあたっては、劣化状況を把握し、具体的な改修方法を選定し監督員と協議のうえ、設計を行うこと
- ・ 発注ごとに、別々の工事として設計をまとめること。
例 川越市消防団山田分団外壁等改修工事
川越市消防団霞ヶ関分団外壁等改修工事 など
- ・ 市場単価については最新の複数の刊行物を比較し、カタログ単価・見積りについては原則3者以上を比較すること。なお、見積徴収の際は、監督員と協議のうえ、見積条件書を付した見積依頼書を作成すること。
- ・ アスベスト含有建材の改修に関しては、関係部署と協議し、アスベスト飛散対策を十分講じること。
- ・ 補修箇所は、クラック等を目視による調査を行い、必要に応じて打診調査を行うこと。

7 貸与資料

- ・ 対象建物各種工事設計図／完成図（CADデータ）
- ・ アスベスト調査結果報告書
山田分団 : 令和7年度実施済み

屋根	不燃シングル葺き	含有無し
外壁	窯業系サイディング	含有無し
外壁	目地シーリング	含有無し
サッシ廻り	シーリング	含有無し
軒裏	フレキシブルボード	含有あり

 霞ヶ関分団 : 令和8年度実施予定（8月完了予定）

8 委託する業務

- ・ 設計業務一覧表及び提出図書等一覧表による。

9 提出書類

	期限	留意事項
事前提出	令和9年2月10日	内容確認・調整等を行うにあたり、成果物一式を事前に提出すること。
最終提出	令和9年3月10日	提出図書等一覧表により、成果物引渡書に提出物一覧表を添付のうえ、クリアボックスにまとめ提出すること。なお、提出する成果物は監督員の承諾を得たものとする。

※図面サイズはA3縮小版とする。(原図はA2)

- 10 その他
- ・ 積算及び設計図書の構成については、監督員と協議すること。
 - ・ 提出時の最新の単価（埼玉県単価及び刊行物）を採用すること。
 - ・ 内訳書の作成は、営繕積算システム RIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）の内訳書作成システムによること。
 - ・ 図面の様式及び改修内容や凡例等の表記は、本市共通の形式となるよう、監督員の指示に従い、図面作成を行うこと。
 - ・ 現地調査にあたっては、現地及び補修個所を撮影し、写真を取りまとめ報告書として提出すること。
 - ・ 委託期間初期に、アスベスト含有の疑いのある建材は、事前時に監督員と協議を行うこと。また、調査内容を改修内容に反映させること。
 - ・ 山田分団並びに霞ヶ関分団新築並びに改修時のCADデータを基に設計をすること。
 - ・ 本設計委託の対象工事は川越市週休2日制適用工事（現場閉所型）であり、想定工程、積算に反映させること。
 - ・ 工事費概算額を令和8年9月末までに提出すること。

委 託 名	川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託
委託場所	川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

案 内 図

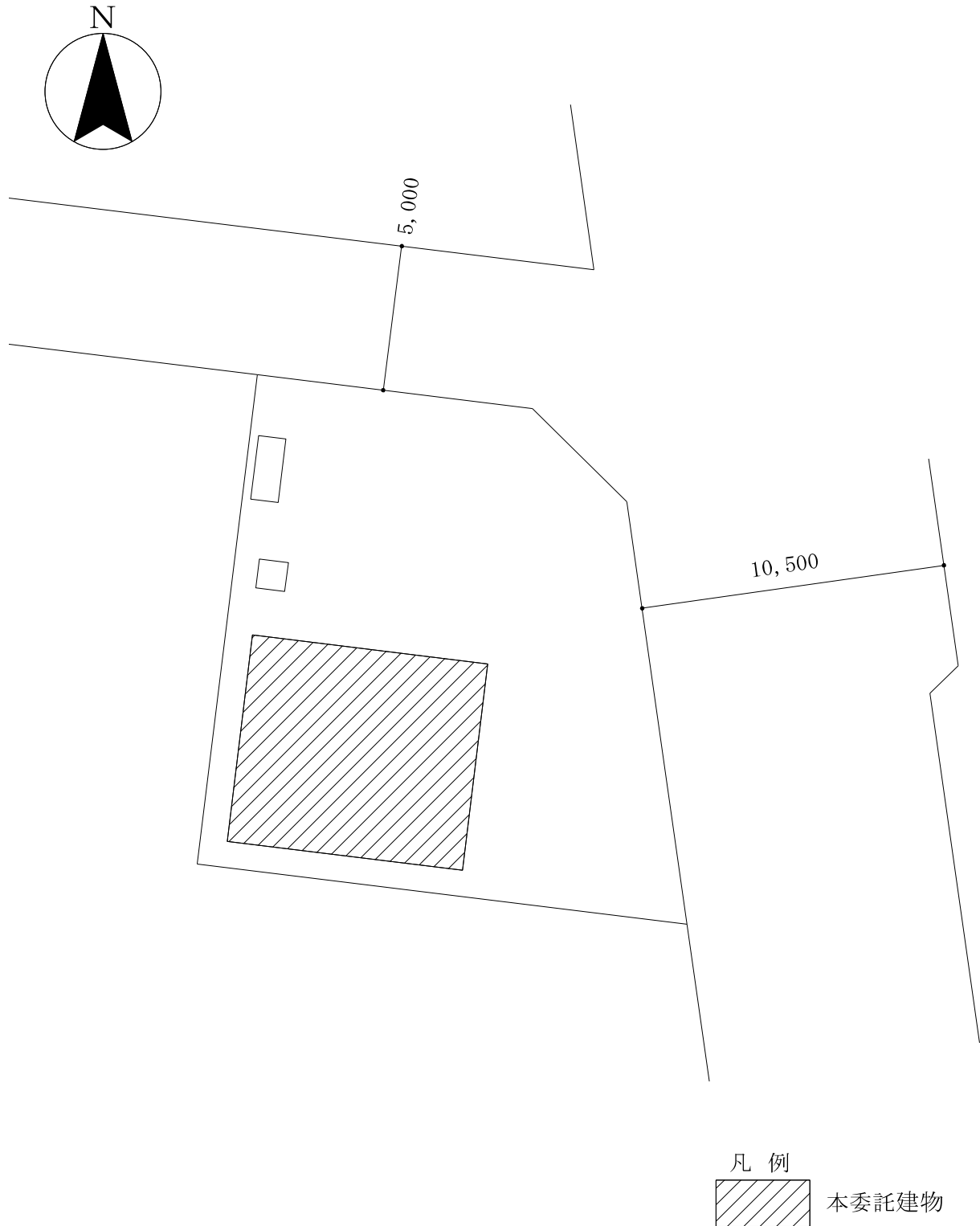
川越市消防団山田分団



委 託 名	川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託
委託場所	川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

配 置 図

川越市消防団山田分団
S = 1 : 2 0 0



委 託 名	川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託
委託場所	川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

案 内 図

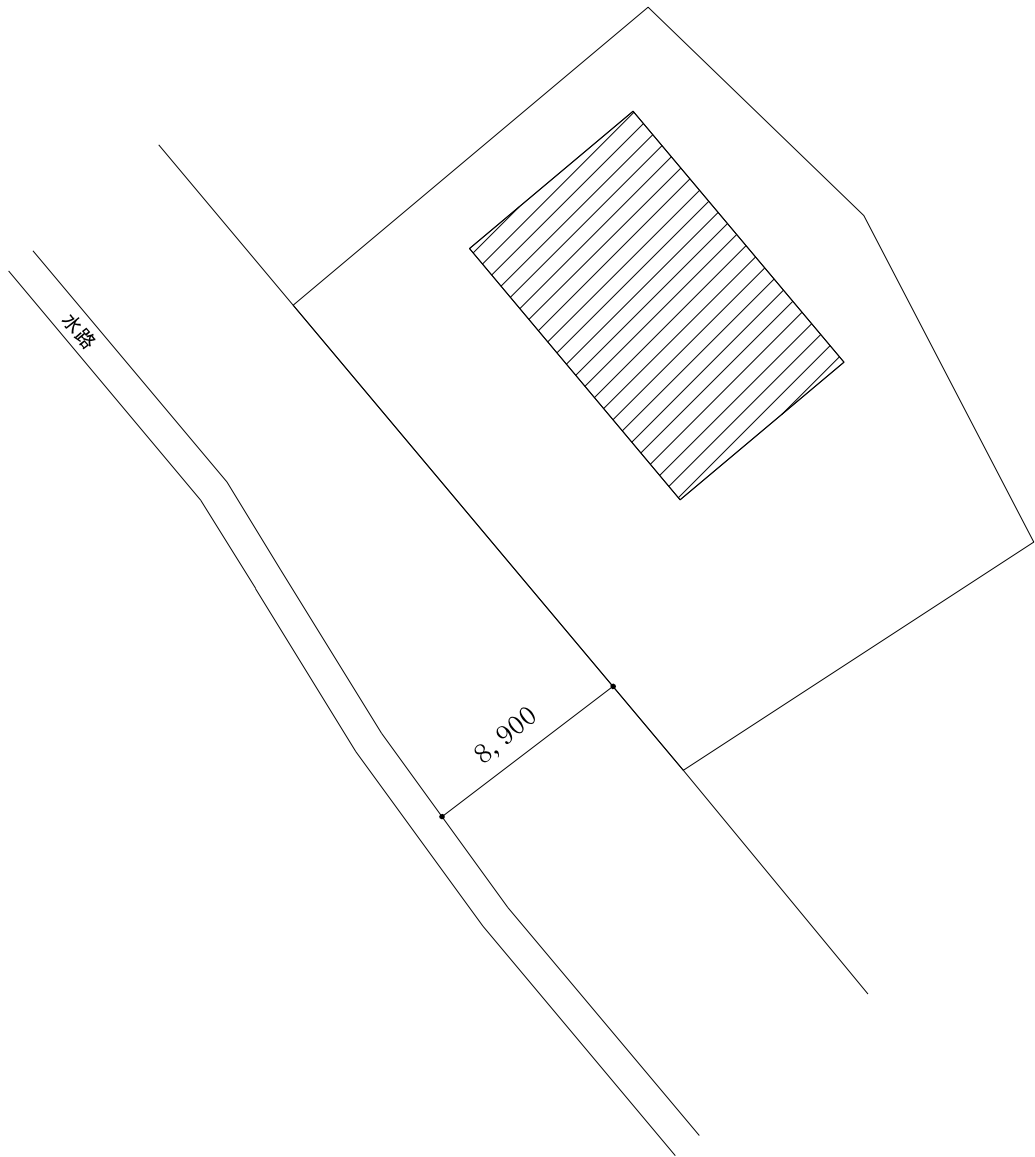
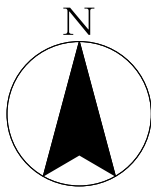
川越市消防団霞ヶ関分団



委 託 名	川越市消防団山田分団及び霞ヶ関分団外壁等改修工事設計業務委託
委託場所	川越市大字山田 1 6 7 番地ほか 1 箇所

配 置 図

川越市消防団霞ヶ関分団
S = 1 : 3 0 0



凡 例
 本委託建物

設 計 業 務 一 覧 表

※○印の業務を実施する。

委託	業務内容	特記事項
	1. 建築意匠図の作成	
○	(1) 配置図及び屋外施設図	
○	(2) 平面、立面、断面、詳細図及び仕上表等	
	(3) 略図、平面図示の上建築面積算出書記入	
	(4) 日影図（敷地全体、真北測定含む）	
○	(5) 特記仕様書の作成	
○	(6) 資材数量等の算出	
○	(7) 単価に関する資料	
○	(8) 工事費積算書の作成	内訳書作成システム利用
	2. 建築構造図書の作成	
	(1) 構造図の作成	
	(2) 特記仕様書の作成	
	(3) 資材数量等の算出	
	(4) 単価に関する資料	
	(5) 工事費積算書の作成	
	3. 設備工事（各設備工事）図書の作成	
○	(1) 設備工事図	
○	(2) 設備工事計算書	
○	(3) 特記仕様書の作成	
○	(4) 資材数量等の算出	
○	(5) 単価に関する資料	
○	(6) 工事費積算書の作成	内訳書作成システム利用

委託	業務内容	特記事項
	4. 外構図書の作成	
○	(1) 外構工事図	
	(2) 特記仕様書の作成	
○	(3) 資材数量等の算出	
○	(4) 単価に関する資料	
○	(5) 工事費積算書の作成	
	5. 模型の作成	
	スチレンボード等による全体模型	縮尺：1/50 程度
	6. 地質調査	
	ボーリング（30m1ヶ所）	
	7. 耐震補強の検討	
	(1) 耐震補強の解析	
	(2) 耐震補強計画及び補強後のIs値の算定	
	(3) 耐震補強設計要領書に記載されている業務	
	8. 諸手続きの準備等	
	提出図書等一覧表に記載されている手続き	
	9. その他	
○	(1) 提出図書等一覧表に記載されている業務	
○	(2) 概算工事費の検討	
○	(3) 外部劣化調査報告書	
	(4) アスベスト調査報告書	

提出図書等一覧表

実施設計の設計図書等は下表のうち、部数指定のあるものは記入した部数をそれぞれ整理のうえ提出するものとする。

図 書 名 等	原図・原案	複写	摘要
・ 建築意匠設計図（特記仕様書共）	1 部		※ 1
・ 電気設備設計図（特記仕様書共）	1 部		※ 1
・ 機械設備設計図（特記仕様書共）			
・ 工事費積算書（建築・電気）	1 部		
・ 積算数量算出書（建築・電気）	1 部		
・ 単価に関する資料（建築・電気）	1 部		※ 2

- ・ 提案内容に応じて、市は必要な追加検討、追加図書を求める場合がある。
- ・ 特記なき体裁・部数は指示による。（工事毎）
- ・ 設計図書の構成については監督員と協議すること。
- ・ 設計図、積算書等のフォーマットは作成前に監督員と協議すること。

図 書 名 等	部数	摘要
・ 打合せ議事録	1 部	
・ 図書ファイル	1 部	
・ 電子データ（ＣＤ－Ｒ）（電子納品作成要領による）	1 部	
・ 現地調査写真綴り	1 部	
・ 想定工程表	1 部	
・ 外部劣化調査報告書	1 部	

※ 1 図面ファイルに収納し、A 3 版縮小印刷とすること。

※ 2 単価作成資料、見積資料（見積書原本、見積依頼書、見積条件書等）を含む。

電子納品作成要領

1. 趣旨

本要領は、地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等における電子納品を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. 電子納品の定義

電子納品とは、地質調査、耐震診断及び設計等の業務委託のほか、建築工事及び設備工事等の各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

3. 電子納品の対象とする図書等

別表 1、別表 2 による

4. 納品部数

別表 2 による

5. 電子データ作成

(1) CAD データ

- ・ DWG 形式とする。ただし、この形式による提出が困難な場合は、監督員と協議のうえ別形式とすることができる。

(2) PDF データ

- ・ CAD データ変換もしくは原図からのダイレクトスキャン方式により、PDF 形式ファイルを作成すること。
- ・ 解像度は 600 dpi 相当以上とする。
- ・ 寸法合わせの誤差は極力無くし、図面の原寸大になること。(過度の余白は入れない)

(3) 提出媒体

- ・ 提出する記録メディアは CD-R (650 MB 相当以上) とする。
- ・ フォルダ名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ CD-R 表面ラベル及び CD ケースには市指定の記載事項を明記すること。

6. 上記以外の電子データ作成

- ・ 表形式は Microsoft Excel (.xls) 形式にて提出すること。
- ・ 文書形式は Microsoft Word (.doc) 形式にて提出すること。
- ・ 写真データは Jpeg (.jpg) (.jpeg) (.jpe) 形式にて提出すること。
- ・ ファイル名及び構成については、監督員の指示による。
- ・ その他の電子データについては、監督員と協議のうえ提出すること。

7. 検査

- ・ 納品される成果物について、記録媒体のキズ及び汚れ等の物理的クレーム及び、記録内容の適正な検査を受けなければならない。
- ・ 検査の結果不合格の場合は、監督員と協議のうえ再度スキャニング作業等を行うほか記録媒体の交換等を行い、再検査を受けるものとする。

8. 厳守義務

- ・ 受注者は、受注業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. その他

- ・ 仕様書に明記の無い箇所及び不明な箇所は、監督員と協議のうえ指示に従うこと。
- ・ 提出するCD-Rはウィルスチェックを行い、委託名称、作成年月、受注者名、何枚目／総枚数、ウィルス対策ソフト名を記入すること。

別表 1 設計業務委託の電子納品対象図書

種別	図書名	適用	備考
設計図面	設計図面	○	CAD データ・PDF データ
設計書	設計書（内訳書）	○	単価比較表等を含む
写真	調査記録写真など	○	
その他提出書類		△	

○：積極的に電子納品するもの

△：状況により電子納品するもの

別表 2 納品内容および部数

分類	対象図書	提出媒体	部数
設計業務委託	CAD データ、Jpeg データ等 ・ 設計図面 ・ 設計書 ・ 写真（デジタル写真の場合） ・ その他提出書類	CD-R (650MB 相当以上)	1 部
	PDF データ ・ 設計図面	CD-R (650MB 相当以上)	1 部

共通事項

(総則)

- 1) 設計業務受注者（以下「受注者」という）は、公務員の精神に則り、公共の利益のためにより高度な知識と経験を傾注し、誠意をもって設計にあたらなければならない。
- 2) 受注者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならず、市の正当な利益を擁護しなければならない。

(設計の理念)

- 3) 受注者は設計にあたり、公共建築物の社会的使命と機能を十分に認識して、安全性・合理性、耐久性、経済性、及び維持保全性等を研究し、設計しなければならない。
- 4) 受注者は、建築物の敷地条件、自然的条件及び社会的条件を十分に調査研究し、創造性、美観性及び機能性を発揮し、川越市の風土を活かし市民にとって親しみやすく文化性の高いものを設計しなければならない。
- 5) 建築物、及び建築設備の設計にあたっては、建築物の用途、及び立地条件を勘案して、その配置計画、意匠計画、構造計画、建築設備設計等に省エネルギー・省資源対策を十分配慮して設計しなければならない。
- 6) 受注者は、市の示す設計要求書等に従って設計するものとし、過大な設計を行ってはならない。またコスト縮減を積極的に図るものとする。
- 7) 川越市環境方針に基づく、川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮）に沿って、環境への配慮を徹底するものとする。また、ノンアスベスト材料の選定を推進するものとする。
- 8) ホルムアルデヒド等有害化学物質の発生抑制を図るなど室内環境に配慮するものとする。

(設計の技術援助の禁止)

- 9) 受注者は設計にあたり、施工業者、又は製造業者等から有償、無償を問わず一切の技術援助、その他の利益、又は助力を受けてはならない。ただし、特別の事由により必要とする場合は、市と協議し承諾を受けなければならない。

(協力事務所に係る協議等)

- 10) 受注者は、受注した設計のなかで構造設計、設備設計、積算等の協力事務所を必要とする場合は、市と協議し、再委託に関する承諾を受けなければならない。仕様書の各事項は、協力事務所にも適用するものとする。

(打合せ等)

- 11) 設計業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
- 12) 受注者が設計業務実施のため必要な事項について関係機関と協議等を行った場合は協議内容等を取りまとめ、打合せ記録簿に記録し、監督員に提出する。

(材料、工法等)

- 13) 使用材料の選定にあたっては、十分に検討の上、使用するものとし、諸資材は、県内産品の使用を優先するよう配慮するものとする。
- 14) 新材料、新製品、新工法については、相当な期間の使用経験、施工実績等を勘案し積極的な採用はさしひかえるものとする。
- 15) 特許、実用新案等を伴う材料、工法は、採用してはならない。
- 16) 外国製の材料、機器は、使用してはならない。
- 17) 14)、15)、16)については、市がその使用、採用について承諾した場合はこの限りではない。

(図面表示)

- 18) 機械、機器類の容量、圧力等の数値は、日本工業規格、その他公的な規格のあるものとする。ただし、特定の事由により製造業者のカタログ値、公表値等を表示する場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。
- 19) 機械、機器の性能及び作動方法等並びに姿図及び詳細図等は、特定の製造業者等の1社によるものを表してはならない。ただし、特定の事由により必要とする場合は、あらかじめ監督員と協議し承諾を受けなければならない。

(積算)

- 20) 工事価格を積算するための数量の計測・計算の方法及び価格の算出方法については「建築工事数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会制定）」「建築設備数量積算基準・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に拠り、内訳書の作成については「建築工事内訳書作成要領（建築工事内訳書標準書式検討委員会制定）」「公共建築工事内訳書標準書式【設備工事】・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」に拠るものとする。
- 21) 設計、及び積算にあたり、製造業者、商社等から参考見積をとる場合は、あらかじめ監督員と協議を行う。

(関係法令等の遵守)

- 22) 設計業務の実施に当たっては、建築基準法、消防法、その他の関係法令等を遵守しなければならない。
- 23) 各種打合せの結果、設計に重大な影響を及ぼす事項がある場合は、遅滞なく市に連絡しなければならない。

(その他)

- 24) 設計にあたっては、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」、「川越市開発行為等指導要綱」及び「雨水調整計算要綱」等を遵守しなければならない。
- 25) 報告書等を印刷物で作成、提出する場合は、古紙配合率70%以上、本文白色度70%程度以下とする。
- 26) 各種の設計にあたり、別に示された指導、基準、要領、指針等有る場合は、それに従うものとする。
- 27) 基本設計、実施設計については、埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書第3章、第4章をそれぞれ準用する。